

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 失業保険法の適用を除外される者
肥料の登録
- 国民健康保険条例の制定認可
- 国民健康保険条例の変更認可
- 診療報酬一点単価の認可
- 理容師美容師試験の実施
- 土地配分計画の公示
- ◇公 告 家畜人工授精講習会修業試験の合格者
- ◇雑 報 食糧事務所出張所位置変更
- ◇正 誤 昭和三十年八月九日鳥取県告示第三百八十一号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百六十号

失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第七条及び同法施行規則（昭和二十四年労働省令第六号）第六条第一項第三号の規定により、失業保険法の適用を除外される者は次のとおりである。

昭和三十年十一月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

次に掲げる町に雇用される者であつて国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第百八十二号）に準じ退職手当を支給される者

町 名 適用年月日

河原町 昭和三十年三月二十八日

鳥取県告示第五百六十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十年十一月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 肥料の名称 含有する成分の最小量 (パーセント) 住 生 所 産 氏 業 者 名

鳥取県 三五 副産石灰 有効石灰及び有効苦土の合計量 三五・〇 西伯郡境港町栄町九 永瀬石油株式会社 取締役社長 永瀬 義 春

鳥取県告示第五百六十二号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基き、条例の制定を次のとおり認可した。

昭和三十年十一月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

国民健康保険を行う町 認可 条例 認可年月日

日野郡伯南町 伯南町国民健康保険直営診療所設置条例 昭和三十年十月一日

伯南町国民健康保険手数料徴収条例 伯南町国民健康保険直営診療所使用材料及び手数料徴収条例 昭和三十年十月一日

西伯郡岸本町 岸本町税条例(国民健康保険税) 昭和三十年十月十日

鳥取県告示第五百六十三号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項に基き、条例の制定を次のとおり認可した。

昭和三十年十一月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

国民健康保険を行う町 認可 条例 認可年月日

気高郡気高町 気高町国民健康保険条例 昭和三十年十月二十七日

日野郡江府町 江府町国民健康保険直営診療所設置条例 十月六日

江府町国民健康保険手数料条例 十月六日

鳥取県告示第五百六十四号

国民健康保険を行う次の町村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項に基き、条例の変更を次のとおり認可した。

昭和三十年十一月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

国民健康保険を行う町村 認可 条例 認可年月日

八頭郡那家町 那家町国民健康保険条例 昭和三十年十月十七日

日野郡江府町 江府町国民健康保険直営診療所設置条例 十月七日

日野郡石見村 石見村国民健康保険条例 十月一日

石見村国民健康保険直営診療所設置条例 十月一日

鳥取県告示第五百六十五号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ六に基き、国民健康保険

診療報酬一点単価を次のとおり認可した。

昭和三十年十一月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

国民健康保険を行う町村 診療報酬一点単価 認可年月日

西伯郡名和町 十一円五十銭 昭和三十年八月四日

西伯町 〇 〇 七月三日

大山村 〇 〇 八月四日

日吉津村 〇 〇 〇

日野郡江府町 〇 〇 〇

石見村 〇 〇 〇

鳥取県告示第五百六十六号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ六の規定に基き、診療報酬一点単価決定の件を認可した。

昭和三十年十一月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

国民健康保険 認可 単価 認可年月日

西伯郡岸本町 診療報酬一点単価 十一円五十銭 昭和三十年十月十日

日野郡溝口町 1、溝口町国民健康保険直 〃

営診療所診療報酬一点 単価 十一円

2、一般診療報酬一点単価 〃 十一円五十銭

鳥取県告示第五百六十七号

理容師美容師法施行令（昭和二十八年八月政令第二百三十二号）第五条第一項及び第二項の規定に基く理容師試験及び美容師試験を次のとおり施行する。

昭和三十年十一月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和三十年十二月四日午前九時三十分

場所 鳥取西高等学校

(2) 実地試験

日時 昭和三十年十二月十二日午前九時三十分

理容師実地試験場所 鳥取図書館講堂

美容師実地試験場所 鳥取保健所会議室

二 受験資格

学校教育法第四十七条に規定する者で理容師美容師法第二条第一項又は第三条第一項の規定に基く厚生大臣の指定した理容師美容師養成施設で省令第九条に定める期間以上理容師又は美容師となるに必要な知識及び技能を修業した後一年以上実地習練を経た者。

三 受験手続

受験願書（別記様式）に次の書類等を添え昭和三十年十一月二十八日（月曜日）までに鳥取県公衆衛生課又はもよりの保健所に提出すること。

(1) 履歴書。

(2) 学校教育法第四十七条の資格を有することの証明書。

(3) 実地習練修了証の写又は修了証明書

(4) 厚生大臣の指定した養成施設の卒業證書の写し又は卒業証明書。

(5) 戸籍謄本又は戸籍抄本。

(6) 写真（出願前六箇月以内に撮影し裏面に住所氏名及び生年月日を記入した名刺半身のもの。）

(7) 健康診断書

(8) 受験手数料 五百円（鳥取県収入証紙による。）

四 その他

(1) 願書には受験科目（理容又は美容）のどちらか一方を記入すること。

(2) 出願者には受験票を試験前日までに郵送するので配達不能等がないよう住所及び氏名を願書に明記すること。

(3) 実地試験は学科試験合格者について行う。

(別記様式)

理容師 試験 受験願書

本籍

住所（住所と通知書を受ける場所が異なるときは通知書を受ける場所を記入すること。）

氏名 (ふりがな) 生年月日

一 受験種別

右のとおり理容師（美容師）試験を受けたので理容師美容師法施行細則第二十条の規定により別紙関係書類及び手数料を添えて出願します。

年 月 日

右氏 名 印

鳥取県知事 遠 藤 茂 殿

鳥取県告示第五百六十八号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基いて土地配分計画を作成したので同条第三項の規定により次のとおり公示する。

昭和三十年十一月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

区分	地名	所在地		入	植	者	面積	増反者	
		郡市	町村					予定売渡口数	予定売渡面積

土地	高城(昭和)	倉吉	下福田	一	三、〇八〇九				
"	(服部)	"	上福田	一	三、七〇〇五				
奥岩本	"	東伯	八橋	一	五、四四一八				
中植原	"	西伯	岸本丸山	一	三、四七〇〇				
逢坂	外四(林之峯)	"	逢坂殿河内	一	三、三二二八				
大山	外二(角盤新良路)	"	大高尾崎	二	四、八一一一	(外に三、五二〇〇の五分の一持分)			
淀江	"	"	大高赤松	五	四七〇五				
鳥取市(中ノ郷)	"	鳥取	西原	二	三九一三				
池田村	"	八頭	若桜	一	一六二〇				
米子造兵廠	"	米子	小船	四	三、七二九				
大山	外二(岡成ハイノ木成ル)	西伯	大高泉	一	一、〇二一八				
逢坂	外四(高田原)	"	名和高田	一	二、三二一四				

公告

昭和三十年十月実施の家畜人工授精講習会修業試験の合格者は次のとおりである。

昭和三十年十一月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

牛の人工授精講習会修業試験合格者

高田 国治	宇田川嘉亮	高見 豊蔵
磯岩 幹	横山 恒則	川路 稔
出垣 純三	近藤 定義	竹内 義則
福留 国光	細田 幸映	田中 壽信
浜田 充	和田 亮	宮内 修
森田 輝男	前川哲之助	井上 英雄
森島 汎	富田 茂	桑本 堯祐

雑報

昭和三十年十一月十五日

鳥取食糧事務所長 布野 長良

出張所位置変更について

当所管内出張所の位置次のとおり変更した。

- 一 大正出張所
- 1 移転年月日 昭和三十年九月一日
- 2 位 置 鳥取市古海八二一番地
- 二 青谷出張所

"	(大山)	"	大山 豊房	五	八七〇七
逢坂村	"	"	逢坂 住吉	一	一、〇六二〇
大高村	"	"	大高 泉	二	一、八二三

近藤 友吉	野口 定良	後藤 健夫
白石 慶輔	亀尾 大洋	安部 貞紀
仲田 豊蔵	斉尾 利昭	安岡 二郎

1 移転年月日 昭和三十年十一月一日
2 位 置 気高郡青谷町本町三、八九三番地

正 誤

昭和三十年八月九日鳥取県告示第三百八十一号中誤植があるので次のとおり訂正する。

二 頁 段 エンゾウ エンゾウ山
誤 正

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 印 刷 所
鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 印 刷 所
鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 印 刷 所
鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 印 刷 所
鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 印 刷 所